

2019年4月26日

被保険者各位

富士通健康保険組合

健康保険業務の一部委託について

当健康保険組合の運営にあたりましては、種々ご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、健保業務のサービス品質向上と効率化を目的に、健保業務の一部を業務委託することといたしました。

これに伴い、提出いただいた書類について委託先よりご連絡することがありますので予めご了承願います。

記

1. 委託対象

適用関連のオペレーション業務全般

- ・被扶養者増加・減少届出
- ・その他各種届出（氏名変更/再交付/限度額認定証/特定疾病受領証/証明書発行願/被扶養者住所変更/金融機関変更届）
- ・退職者加入保険（任意継続・特例退職）手続き等
- ・上記に伴う保険証や認定証、証明書発行
- ・保険料免除申請（育児休業/産前産後休業/介護）
- ・得喪（取得/喪失/月変/算定/賞与届）
- ・上記に係る加入者ならびに加入会社担当部門等からの問い合わせ対応（電話、メール等）

※海外在住者の扶養認定・健康保険証への通称名表記に関する申出書、を除く

なお、傷病手当金などの各種保険給付金、医療費にかかる保険給付金、健康診断費用補助等の業務に変更はありません。

2. 委託先

富士通コミュニケーションサービス(株)

名称：富士通健康保険組合) 事務サポートセンター

電話：(内線) 7046-3035 ※2023/9/19より変更

(直通) 044-738-3010

3. 開始期日

2019年5月7日(火)より

以上